

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所 弁護士 片平 享介
【住所又は本店所在地】	東京都港区虎ノ門二丁目10番4号オークラブステータタワー
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和2年11月11日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	GCA株式会社
証券コード	2174
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所市場第一部

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（ジャージー法に基づく株式有限責任会社 （Company limited by shares））
氏名又は名称	エスジー ハンブロス トラスト カンパニー（チャンネル アイランド）リミテッド（SG Hambros Trust Company (Channel Islands) Limited）
住所又は本店所在地	エスジー ハンブロス ハウス、エスピラナーデ18、セントヘリア、ジャージー、JE4 8RT
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区虎ノ門二丁目10番4号オークラプレステージタワー 外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所 弁護士 片平 享介
電話番号	03-4595-3939

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	平成28年11月30日
訂正箇所	下記参照

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ジャージー法に基づく株式有限責任会社 （Company limited by shares））
氏名又は名称	エスジー クラインオート ハンブロス トラスト カンパニー（シーアイ）リミテッド（SG Kleinwort Hambros Trust Company (CI) Limited）
住所又は本店所在地	エスジー ハンブロス ハウス、エスピラナーデ18、セントヘリア、ジャージー、JE4 8RT
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ジャージー法に基づく株式有限責任会社 （Company limited by shares））
氏名又は名称	エスジー ハンブロス トラスト カンパニー（チャンネル アイランド）リミテッド（SG Hambros Trust Company (Channel Islands) Limited）
住所又は本店所在地	エスジー ハンブロス ハウス、エスピラナーデ18、セントヘリア、ジャージー、JE4 8RT
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者であるエスジー クラインオート ハンブロス トラスト カンパニー（シーアイ）リミテッドが保有するGCA株式会社の株式を含め、Altium社の前株主が保有するGCA株式会社の株式については、GCA株式会社の管理プログラムに従い、株式の売却を規制するロックアップ契約が存在する。エスジー クラインオート ハンブロス トラスト カンパニー（シーアイ）リミテッドが保有する株式の一部は、Altium社の従業員に付与されるストックオプションに割り当てられる。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者であるエスジー ハンブロス トラスト カンパニー（チャンネル アイランド）リミテッドが保有するGCA株式会社の株式を含め、Altium社の前株主が保有するGCA株式会社の株式については、GCA株式会社の管理プログラムに従い、株式の売却を規制するロックアップ契約が存在する。エスジー ハンブロス トラスト カンパニー（チャンネル アイランド）リミテッドが保有する株式の一部は、Altium社の従業員に付与されるストックオプションに割り当てられる。